

# 豊田市福祉有償運送様式例集

様式1

平成 年 月 日

豊 田 市 長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

自家用自動車有償運送許可申請書の提出について

福祉有償運送に係る道路運送法第80条第1項による自家用自動車有償運送許可取得を中部運輸局愛知運輸支局宛に申請したいので、申請書（案）及び必要書類を提出します。

様式2

豊 田 市 長 殿

住 所 : \_\_\_\_\_

名 称 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_ 印

## 誓 約 書

( 法 人 名 ) は、貴市より依頼のありました自家用自動車による福祉有償運送の実施に関して、豊田市福祉有償運送運営協議会審査運用基準及び関係法令の規定に従い、誠実に実施することを誓約します。

平成 年 月 日

**様式3**

平成 年 月 日

中部運輸局 愛知運輸支局長 様

住 所  
名 称  
代表者名 印

自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第 80 条第 1 項及び同施行規則第 50 条第 1 項により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 住所、名称及び代表者氏名

住 所  
名 称  
代表者名

2. 運送需要者

〇〇〇〇の会員である移動制約者及びその付添人  
(利用会員数 人 平成 年 月 日現在)

3. 運転しようとする人の数

運転登録会員 人

4. 運送しようとする期日又は期間

許可の日から 2 年間

5. 運送しようとする区間または区域

〇〇市

6. 有償運送を必要とする理由

## 添付書類

- ① 事業計画及び配置する自動車の明細等（様式4）
- ② 自動車の運行管理等の体制（様式5）
- ③ 既存の法人にあつては、次に掲げる書面  
イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本  
ロ 役員の名簿
- ④ 有償運送事業に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（様式6）
- ⑤ 利用会員登録簿（様式7）
- ⑥ 宣誓書（様式8）
- ⑦ 運行管理責任者就任承諾書（様式9）
- ⑧ 整備管理責任者就任承諾書（様式10）
- ⑨ 運転者就任承諾書及び免許証の写（様式11）
- ⑩ 苦情処理責任者就任承諾書（様式12）
- ⑪ 事故防止、事故時、車両管理、苦情処理等に関する規定（様式13）
- ⑫ 運送の対価として収受する金額（様式14）
- ⑬ 運転者登録簿（様式15）

様式4

事業計画及び配置する自動車の明細等

1. 主たる事務所及び事業所の名称及び位置

① 主たる事務所

名 称	位 置

② 事業所

名 称	位 置	電話番号	保有区分
			所有・借入
			所有・借入

2. 事業所ごとに配置する自動車の数及びその種類ごとの数

事業所名	保有区分	特殊車両 (福祉車両)	普通車両 (セダン型)	車両合計
	所有	台	台	台
	持込	台	台	台
	所有	台	台	台
	持込	台	台	台

3. 使用する自動車の一覧

No.	種別	車名	型式	年式	乗車定員	所有者	備考
	・ 福祉車両 ・ セダン型				人		所有・持込
	・ 福祉車両 ・ セダン型				人		所有・持込
	・ 福祉車両 ・ セダン型				人		所有・持込
	・ 福祉車両 ・ セダン型				人		所有・持込
	・ 福祉車両 ・ セダン型				人		所有・持込
	・ 福祉車両 ・ セダン型				人		所有・持込

※ 添付資料・・・車検証の写

4. 使用車両の詳細

別紙「使用車両の詳細」のとおり

5. 法人で所有する自動車の保管場所

事業所名	位置	収容能力	保有区分
		両	所有・借入
		m <sup>2</sup>	
		両	所有・借入
		m <sup>2</sup>	
		両	所有・借入
		m <sup>2</sup>	

様式4「別紙」

◆使用車両の詳細

No.		稼動可能件数	回／月
車両の名称			
自動車登録番号		形式	
初度登録年月日			
種別			
用途			
車体の形状			
寸法	長さ	幅	高さ
乗車定員	人		
設備			
所有者			
損害賠償保険	保険会社名	対人：	万円
		(うち搭乗者傷害)：	万円
		対物：	万円
		その他：	万円
その他			

No.		稼動可能件数	回／月
車両の名称			
自動車登録番号		形式	
初度登録年月日			
種別			
用途			
車体の形状			
寸法	長さ	幅	高さ
乗車定員	人		
設備			
所有者			
損害賠償保険	保険会社名	対人：	万円
		(うち搭乗者傷害)：	万円
		対物：	万円
		その他：	万円
その他			

※ 添付書類・・・任意保険証書の写

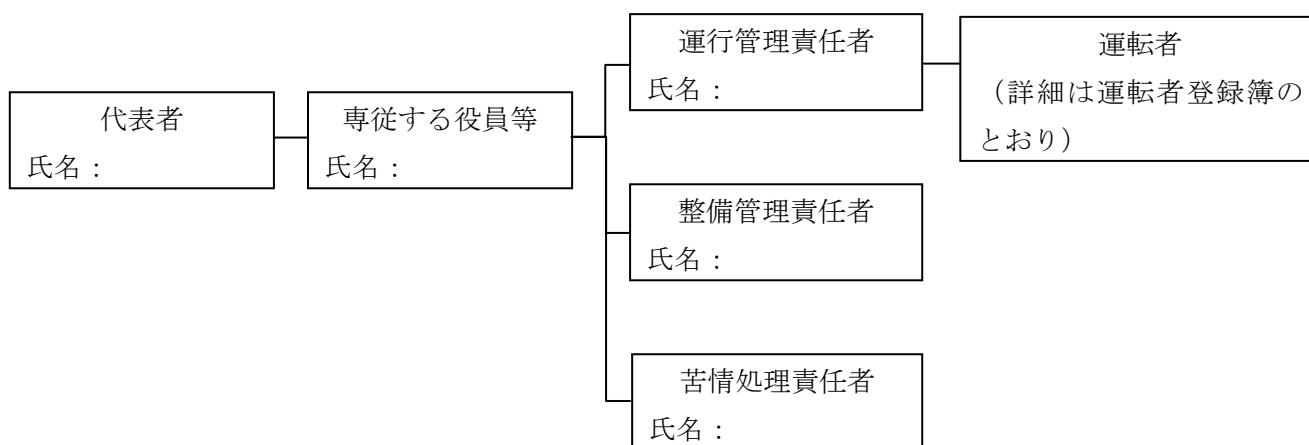


様式5

## 自動車の運行管理等の体制

事業者名 \_\_\_\_\_

1. 運転者数・・・・・ \_\_\_\_\_人  
 ※添付資料・・・運転者就任承諾書兼宣誓書、運転免許証（写）
2. 運行管理者及び整備管理責任者、苦情処理責任者の選任計画並びに指揮命令系統



※ 添付書類

- ・ 運行管理責任者・整備管理責任者・苦情処理責任者就任承諾書
- ・ 利用会員に対して苦情等の連絡先、責任者等を示した資料（パンフレット等）

3. 点呼等が確実に実施できる体制

事業所名	点呼場所	点呼実施者	日常点検の 実施場所	日常点検 の実施者	事業所と車庫間の距離 及び連絡方法

※運転者が自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合

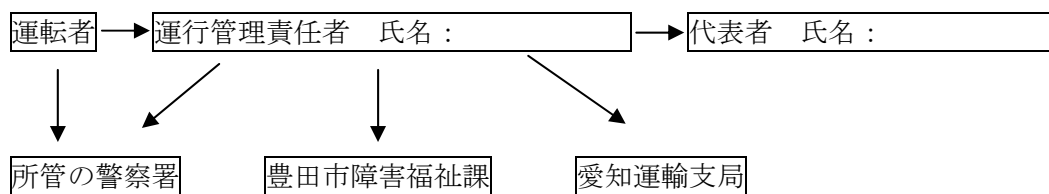
指示、伝達実施者	指示・伝達・報告方法

4. 旅客サービス・事故防止等に関する指導教育及び事故処理等の体制

(1) 旅客サービス・事故防止等に関する指導教育計画

- ・研修、講習会等の開催予定 年間\_\_\_\_回
- ・研修、講習会等の概要

(2) 事故時の緊急連絡体制



様式6

## 有償運送事業に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）

（法人名）は、福祉有償運送の実施のために、運転会員等が提供する自家用自動車の使用にあたって、運転会員等との間に次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 この契約は、（法人名）が行う福祉有償運送事業について、運転会員等が所有する自家用自動車の提供および使用に関して必要な事項を定める。

（目的）

第2条 運転会員等は、（法人名）が行う福祉有償運送事業の実施に対し、自己の所有する自家用自動車を提供する。なお、提供する自家用自動車は、下記のとおりとする。

車両の名称：

車両登録番号：

（用語の定義）

第3条 この契約書における用語の定義は以下のとおりとする。

- （1）運転会員 国土交通省自動車交通局長通達第240号及び豊田市福祉有償運送運営協議会審査運用基準に定める所定の研修を行い、かつ自ら自家用自動車を提供して（法人名）の運転会員として登録する者
- （2）利用会員 国土交通省自動車交通局長通達第240号及び豊田市福祉有償運送運営協議会審査運用基準に定める移動制約者であって、（法人名）の利用会員として登録する者

（損害の負担）

第4条 （法人名）は、運転会員等の提供した自家用自動車を使用して行う福祉有償運送事業の管理および運営、事故発生時・苦情等の対応について責任を負うものとする。

- 2 福祉有償運送事業の運転中の事故等に伴う事故の相手方と利用会員への補償については、提供車両にかけられている自賠責保険、任意保険、および（法人名）

が加入する傷害保険を利用するものとする。

- 3 運転会員等が提供する自家用自動車は、対人 8,000 万円、対物 200 万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していることとする。

（期間）

第 5 条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 2 年間とする。  
ただし、運転会員の退会、又は運転会員及び(法人名)のいずれかから解約の申出があった場合はこの限りではない。

（その他）

第 6 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、運転会員等と（法人名）理事会が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

（法人名）

住 所  
名 称  
代表者名 印

（運転会員）

住 所  
氏 名 印

（車両の所有者）※運転会員と同一の場合は記入不要

住 所  
氏 名 印

様式7

## 利用会員登録簿（例）

### 1. 総括表

年齢層	人数
10歳以下	
10歳代	
20歳代	
30歳代	
40歳代	
50歳代	
60歳代	
70歳代	
80歳代	
90歳以上	
合計	

### 2. 一覧表

番号	氏名	生年 月日	移動制約事由			使用車両 区分	単独で公共交通機関 を利用できない理由	備考
			要介護認定等	障害者手帳	その他			
						福祉車両 セダン		
						福祉車両 セダン		
						福祉車両 セダン		
						福祉車両 セダン		
						福祉車両 セダン		
						福祉車両 セダン		
						福祉車両 セダン		
						福祉車両 セダン		

3. セダン型車両を使用する会員のケア内容等

該当 番号	氏名	ケア内容	セダン型車両による輸送が必要な理由

様式8

中部運輸局 愛知運輸支局長 様

本籍地： \_\_\_\_\_

現住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

## 宣 誓 書

1. 道路運送法 第7条（欠格事由）各号の規定に該当致しません。
2. 福祉関係法令及び団体の根拠法令に違反しておりません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

様式9

## 運行管理者 就任承諾書

申請者 \_\_\_\_\_ が愛知運輸支局に提出した自家用自動車有償運送の許可申請が許可になったときは、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

住 所

氏 名

印



様式10

## 整備管理責任者 就任承諾書

申請者 〃 が愛知運輸支局に提出した自家用自動車有償運送の許可申請が許可になったときは、その整備管理の責任者として就任することを承諾いたします。

住 所

氏 名

印

※添付書類・・・資格を証する書面

様式11

## 運転者 就任承諾書 兼 宣誓書

申請者 \_\_\_\_\_ が愛知運輸支局に提出した自家用自動車有償運送の許可申請が許可になったときは、その運転者として就任することを承諾いたします。また、豊田市福祉有償運送運営協議会審査運用基準の運転者要件を満たしていることを宣誓いたします。

No	住 所	氏 名
1		印
2		印
3		印
4		印
6		印
7		印
8		印
9		印
10		印

※添付書類・・・運転免許証（写）、研修修了証の写又は日程・内容等が明らかな計画書



**様式13**

**事故防止、事故時、車両管理、苦情処理等に関する規定（例）**

（目的）

第1条 この規定は、（法人名）の実施する福祉有償運送事業において、事故防止についての教育・指導体制及び万一事故が発生した際の対応、車両の整備管理体制、利用者からの苦情処理等に関する基本的な事項を定め、事業の安全・円滑な実施を図ることを目的とする。

（組織）

第2条 福祉有償運送事業の運行管理業務、整備管理業務及び苦情処理業務を適切に実施するため、運行管理責任者、整備管理責任者及び苦情処理責任者を定める。

運行管理責任者 \_\_\_\_\_

整備管理責任者 \_\_\_\_\_

苦情処理責任者 \_\_\_\_\_

（事故防止についての教育及び指導体制）

第3条 運行管理者および運転者は、事故防止のために、以下に掲げる業務を行う。

（1）点呼

運行管理者は、安全運転を確保するために、運転者に対し、運行の開始前及び運行の終了後に点呼を行う。

（2）乗務運行記録

- ① 運転者は、運行終了後速やかに乗務運行記録を作成し、運行管理者に報告する。
- ② 乗務運行記録の記載事項は次のとおりとする。
  - ・ 運転者の氏名
  - ・ 利用者の氏名
  - ・ 乗務の開始及び終了の地点及び日時
  - ・ 主な経路、経過地点及び乗務した距離数
  - ・ サービスの提供時間
  - ・ 事故、著しい遅延、異常な状態及びその原因
  - ・ その他、運転者が安全な運行のために報告が必要と認められる事項

③ 研修及び指導監督

運行管理者は、運転者に「安全運転講習」等の徹底を図り、運行の安全確保に努めるとともに、整備管理者と協力して輸送の安全と移動制約者の利便確保のために、誠実にその任務を遂行するよう指導監督する。

(事故発生時の対応についての教育指導)

第4条 運行管理者は、運転者に対して車両運行中に万一事故が発生した場合の対応事項について、次のとおり周知徹底を図る。

- ・ 救急救命措置の研修を行うこと。
- ・ 事故の続発を防ぐための措置を講ずること。
- ・ 死傷者のあるときは、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じること。
- ・ 所管の警察署に連絡し、指示を受けること。
- ・ 運行管理者に連絡し、指示を受けること。

(事故発生時の対応)

第5条 運行管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講ずる。

- ・ 直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示すること。
- ・ 現場に急行し、発生状況等を調査すること。
- ・ 可能な限り目撃者や相手方の意見を聴取すること。
- ・ 把握した事故の状況等を、直ちに豊田市障害福祉課に連絡すること。また、後日、事故の内容、原因、再発防止のための措置等を報告すること。
- ・ 重大な事故のときは、愛知運輸支局にも連絡すること。

2 事故については、その内容、原因、再発防止のための措置等を記録（任意様式）し、運営協議の場に報告すること。

(日常点検)

第6条 整備管理責任者は、自動車の安全運行を確保するため、その運行開始前に、点検基準による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者が実施する。

(定期点検整備)

第7条 整備管理責任者は、自動車の安全運行の確保を図るために、定期点検整備計画を作成し、的確に実施する。

(点検整備記録及び保管管理)

第8条 点検整備の実施結果は、点検整備記録を及び記録表等を作成して記録し、保管管理する。

(苦情に対する対応)

第9条 苦情処理責任者は、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次

のと通りの措置を講じる。

- 苦情の内容を調査し、改善のための対応を図ること。
- 改善に向けた解決策を検討し、必要に応じてその結果を利用者に回答すること。
- 苦情の内容及び改善に向けた解決策を豊田市障害福祉課に報告すること。
- 苦情については、その内容、原因、解決策等を記録（任意様式）し、豊田市福祉・過疎地有償運送運営協議会で報告すること。

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

様式14

運送の対価として収受する金額

1 法人名

2 料金体系

距離制 ・ 時間制 ・ 距離時間併用制 ・ その他

3 運送料金一覧

--

※ 参考

尾張・三河地区自動認可運賃 上限運賃  
(距離制運賃)

初乗運賃	加算運賃	時間距離併用運賃及び待料金
1.5km まで 630 円	271m までごとに 80 円	10km/h 以下の運行時間について 1 分 40 秒までごとに 80 円

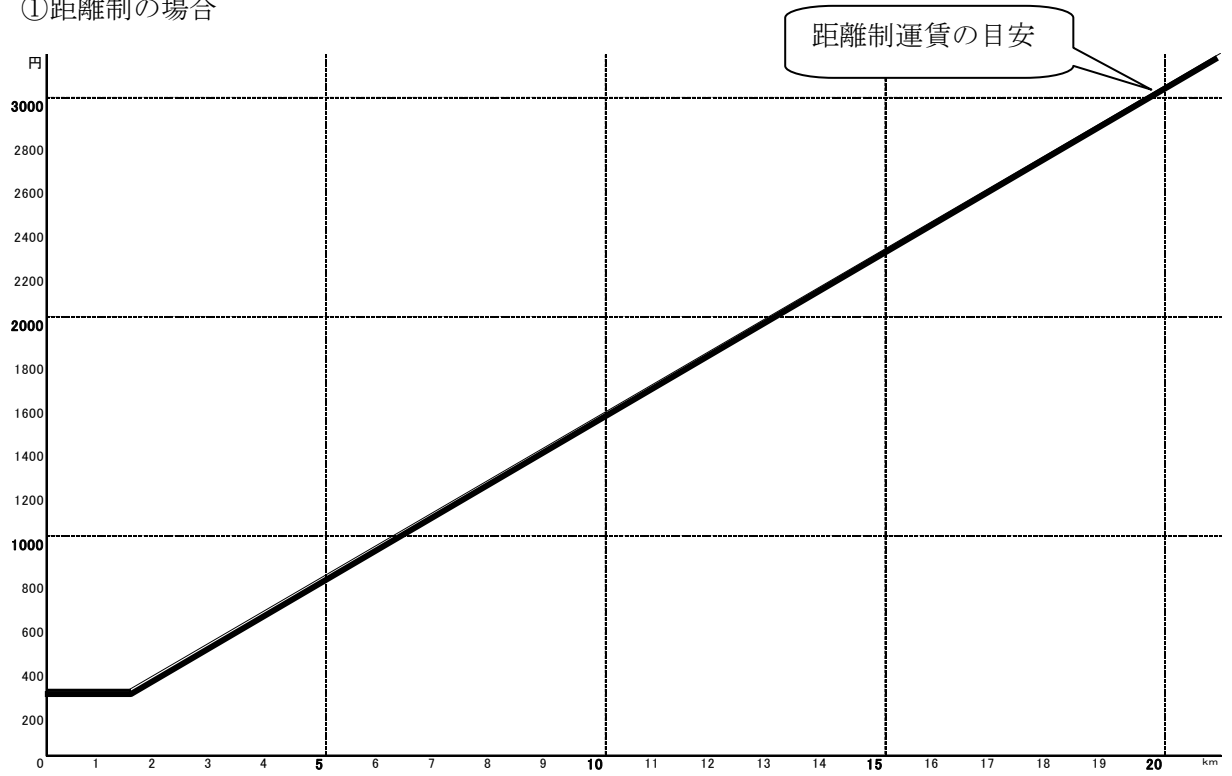
(時間制運賃)

30 分までごとに 2,960 円

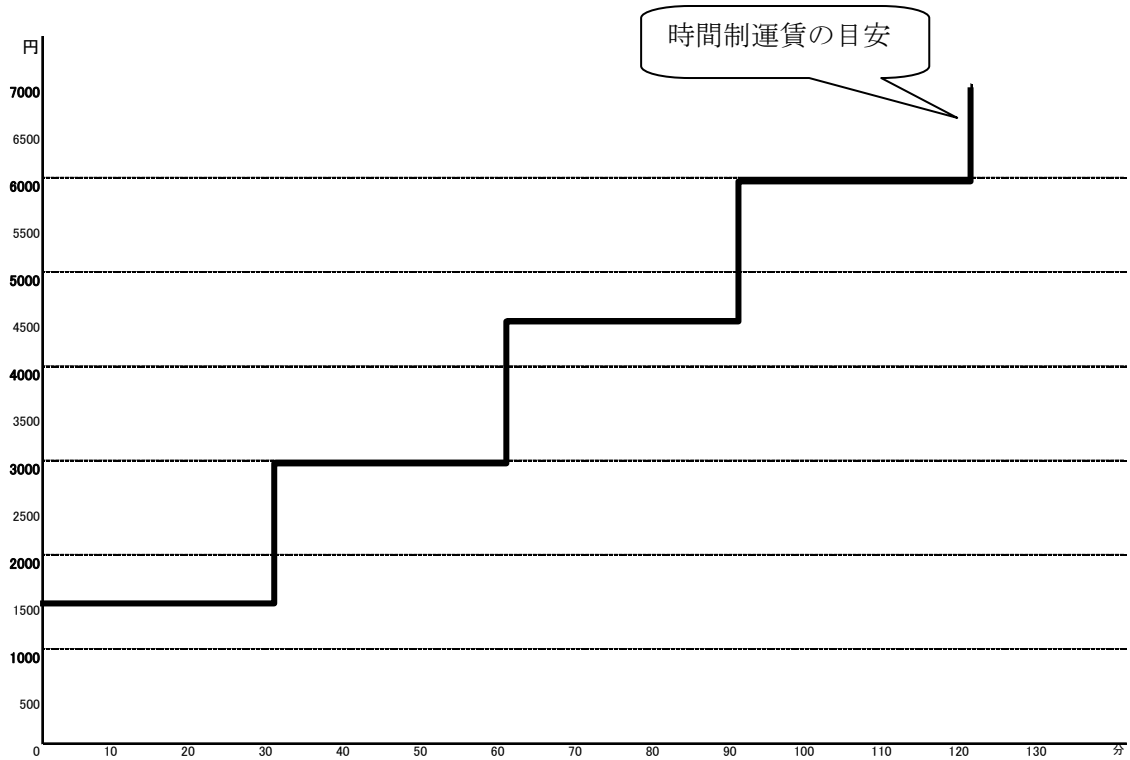
#### 4 料金体系図

(下記のグラフに、料金の推移を直線等で記入。)

##### ①距離制の場合



##### ②時間制





様式15

## 運転者登録簿（例）

法人名 \_\_\_\_\_

No	住 所	氏名	年 齢	免許 種別	免許証 番号	事故・違反 等の履歴	安全講習等受講状況	
							講習会等名称	受講年月日
1								
2								
3								
4								
5								

※添付書類・・・研修等修了証の写又は、日程・内容等が明らかな計画書